

## 第5章

## 計画の推進

### 【計画の進め方】

この計画を実効性のあるものとして推進していくために、計画に掲げた施策の進捗状況や目標の達成度について定期的に把握し、「岐阜県地域福祉協議会」において、その過程や成果を議論し、計画の進行管理を行います。

また、市町村、市町村社会福祉協議会、地域住民、社会福祉関係団体などとの意見交換を通じて、県内の地域福祉の現状などを把握するとともに、各地の活動事例など、地域福祉に関する情報を積極的に提供します。

なお、県では、第二期地域福祉支援計画において、制度外サービスの整備・充実に向けて6つの項目（①見守りネットワーク活動、②要援護者支援マップづくり、③ふれあいサロン活動、④住民参加による配食サービス、⑤助け合い（生活支援）活動、⑥宅幼老所の運営）を掲げ、その推進を図ってきました。

第三期地域福祉支援計画においても引き続きこれらの項目を基本に、地域での支え合いによる制度外サービスの普及・拡大を図ることとし、次のとおり新たに数値目標を設定します。数値目標の進捗の評価については、単なる県全体の実施率の向上のみにとらわれることなく、地域の実情や市町村ごとの取組内容も参考にしながら、県全体の地域福祉の向上を目指します。

### ■地域での支え合いによる制度外サービスの普及・拡大に向けた数値目標

項目	実績 (平成 25 年度)	目標値 (平成 30 年度)
① 団体づくりに対する県支援制度を活用して設立した団体数	85 団体 (※)	120 団体
② 拠点づくりに対する県支援制度の活用箇所数	95 力所 (※)	200 力所
③ 地域の支え合い人材育成につながるボランティア講座の実施率	54.7% (実施市町村数/市町村数)	100%
④ 地域の団体組織のネットワーク形成促進のための懇談会・座談会の実施率	57.9% (実施小学校区数/小学校区数)	100%
⑤ 見守りネットワーク活動実施率	68.5% (実施自治会数/自治会数)	100%
⑥ 助け合い（生活支援）活動実施率	17.8% (実施小学校区数/小学校区数)	50%

(※) 平成 26 年 2 月現在

### 【各関係機関の役割】

- 地域住民の一人ひとりには、地域における福祉課題を認識し、これに向き合いながら支え合いによる解決方法を考え、行動（制度外サービスの提供活動）していくことが求められています。  
また、地域内の各活動団体、民生委員などは、相互に連携し、補い合いながら、その活動を発展させていくことが必要です。
- 近年の福祉制度の改革により、住民への福祉サービスの提供については市町村中心主義が確立しています。  
制度外サービスについても、市町村は、市町村社会福祉協議会と連携し、住民参加の仕組みをはじめ地域での支え合い活動の活発化に繋がる効果的な市町村地域福祉計画の策定のもと、計画的な整備・充実に向け、コーディネーター（市町村社会福祉協議会・福祉活動専門員）や拠点など住民活動に必要な環境・活動基盤を整備していく役割を担います。
- 市町村社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であり（社会福祉法第109条）、地域内の関係機関・団体の連携・協働の要として、活動団体の組織化をコーディネートするとともに、各種団体が継続・発展した活動が展開できるよう、その支援を行います。
- 地域の医療・保健・福祉・介護の実施機関は、保有する専門知識・技術、施設などの資源を活用し、住民活動を支援する役割が求められています。  
提供する介護保険など制度化されたサービスの充実を図るとともに、制度及び制度外サービスが包括的かつ継続的に提供される「地域包括ケア体制（システム）」の構築に向け、一層の連携・ネットワーク化が必要です。
- 県は、県社会福祉協議会とともに、制度外サービスの普及・拡大に取り組む市町村、市町村社会福祉協議会に対し、広域的な地方公共団体として、モデル事業や情報提供などによる先駆的・先進的事例の普及促進、人材養成などの後方支援（バックアップ）の役割を担います。
- 県社会福祉協議会は、市町村社会福祉協議会や県をはじめ、県内の関係機関の連携・ネットワークの中核として、地域福祉推進に関する本県のシンクタンク機能や人材養成、市町村社会福祉協議会に対する支援施策の実施機関としての役割を担います。